

茨城県立医療大学大学院ティーチング・アシスタント（TA）実施規程

	平成 22 年	3 月 17 日	研究科委員会
改正	平成 26 年	12 月 17 日	研究科委員会
改正	平成 27 年	3 月 18 日	研究科委員会
改正	令和 4 年	5 月 25 日	研究科委員会
改正	令和 6 年	2 月 28 日	研究科委員会
改正	令和 7 年	5 月 28 日	研究科委員会

（目的）

第1条 本学における大学院の教育研究の充実振興および学部教育の充実ならびに後継者の育成を図るため、本学にティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）を置くことができる。TAの取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

（業務）

第2条 TAは、次の業務のうちいずれかを行うこととする。

- (1) 講義・演習の補助
- (2) 実験・実習の補助（技術上の助言、準備および機器の整備等を含む）
- (3) 学生の自己学修補助
- (4) レポート、論文等の作成支援
- (5) その他、研究科長が必要と認めたもの

2 前項に定める業務のほか、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、TAに授業の一部を分担させることができる。

（採用）

第3条 TAは、大学院（本学または他大学）の正規の課程に在籍する者で、本学の建学の理念を理解し、人物・識見が優れ、成績優秀な大学院生のなかから採用する。

2 TAの選考基準は、大学院研究科（以下「研究科」という。）において別に定める。

（採用期間）

第4条 TAの採用期間は、採用日から採用日の属する年度の末日までの期間内とする。

（採用人数）

第5条 TAの採用人数は、後期課程、前期課程の順に、研究科で定める。

（担当時間）

第6条 TAの担当時間等は、次のとおりとする。

TAの担当時間は、原則として平均週 2 コマ、年間 60 コマを上限とする。ただし、実験・実習の補助のときは、週単位の上限時間によらず、年間 60 コマを超えない範囲で実情に応じて担当することができる。なお、第 11 条に定める研修受講時間は、担当時間に含めないものとする。

2 TAの担当業務及びコマ数は、TA希望者からの申請にもとづき、研究科委員会において決定する。

(手当および支給基準)

第7条 TAの手当は、担当時間及び研修受講時間（1コマ分相当とする。）より毎月計算した額を原則として翌月末に本人に支給する。

2 手当の支給基準は別に定める。

(募集)

第8条 研究科長は、研究科委員会で承認を受けた業務について、TAの募集を行う。

(申込)

第9条 TAを希望する者は、所定の様式により、TA応募申請書を指定日までに研究科長へ提出する。

2 TAに応募した者には、必要に応じ面接等を行うことがある。

(選考・採用)

第10条 研究科長は、TA候補者を選考し、学長に上申する。

2 学長は、前項の手続きを経て上申のあった者をTAに採用する。

(研修)

第11条 TAに採用された者は、所定の期日までに、所定の研修を受けるものとする。

(採用取消)

第12条 TAが次の各号に該当したときは、研究科委員会の意見を聴き、学長が採用を取り消すことができる。

(1) 学業をおろそかにしていると認められるとき。

(2) 茨城県立医療大学大学院学則第37条の規定により、懲戒の処分を受けたとき、またはこれに相当すると認められるとき。他大学の大学院の正規の課程に在籍する者については、他大学院で相当する処分を受けたと認められるとき。

(3) 休学・退学したとき、または成業の見込みがないとき。

(4) 授業科目の担当教員の指示監督に従わないとき。

(5) 本人から採用辞退の申し出があったとき。

(6) その他前各号に相当する特別の理由があるとき。

(服務等)

第13条

1 第2条に定める業務を指導する教員（以下、「TA指導教員」とする。）は、授業科目の指導に係る一義的な責任を負う。なお、第2条2項に定める授業の一部を分担させる場合でも、授業時間ごとの指導計画の作成、当該授業の実施状況の十分な把握、成績評価等はTA指導教員が責任を持って行うこと。

2 TAは、TA指導教員の命に服して業務を行い、また業務上知り得た秘密を故なく漏らしてはならない。

3 TAは、業務終了の都度、事務室に備付するTA業務確認票に記入する。

4 TAが、病気等本人の都合により所定の業務に就くことができなかつたときは欠勤とし、

当該手当は支給しない。

(細則)

第14条 この規程の運用に関し必要な事項については、学長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。

この規程は、平成26年12月17日より施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 4年 5月25日より施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日より施行する。

この規程は、令和 7年 5月28日より施行する。